

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	北部クリーンセンター
委 託 業 務 名	北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設手選別作業及び不適物運搬業務
委 託 業 務 場 所	大津市伊香立北在地町
概 要	定期収集ごみのうち、プラスチック製容器包装の再資源化を図るための、北部クリーンセンタープラスチック容器資源化施設での手選別作業（異物の撤去等）及び除去した不適物の運搬作業
契 約 期 間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和4年3月31日
契 約 金 額	29,040,000 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市浜大津一丁目4番31号 〔名 称〕 大津市再生資源回収事業協同組合
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>一般廃棄物の収集、運搬及び処分業務の委託基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び施行令第4条第1項に、「受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること」と規定されている。</p> <p>大津市再生資源回収事業協同組合（以下、「組合」という。）は、長年にわたり当該手選別作業業務のほか大型ごみの収集運搬業務に従事しており、一般廃棄物の処理に豊富な経験を有し、ごみの分別基準も熟知している。また、当組合を構成する組合員による業務に必要な人材確保はもとより、手選別で除去した不適物を運搬できる車両も保有している。</p> <p>したがって、委託基準に適合し、安定したごみ処理に必要な手選別等作業が行える市内唯一の業者であることから、随意契約をする。</p>
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。